



埼玉県報

第269号
令和3年(2021年)
12月14日
火曜日

目次

告示

- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の印刷業務に関する契約の相手方等の公示（市町村課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 金屋土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 光電式速度測定装置（定置式）に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和3年12月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第千三百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の印刷業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課選挙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アサヒコミュニケーションズ 埼玉県鴻巣市本町4丁目3番23号
- 5 契約金額
69,139,015円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第千三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和三年三月一日

ニ 届出年月日

令和三年十一月二十五日

二 縦覧期間

令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

埼玉県所沢市西所沢一丁目二十六番四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和三年三月一日

ニ 届出年月日

令和三年十一月二十五日

二 縦覧期間

令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
金屋土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があった。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

理事 田島敏包 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六

同 間正始 同 児玉町小平千六百七十三番地一

同 鳥澤勉 同 児玉町保木野三百二十一番地

同 倉林豊 同 児玉町金屋百八十番地

同 奥原多喜夫 同 児玉町塩谷二百六十八番地二

同 小峯明典 同 児玉町飯倉七百二十番地

同 大塚富雄 同 児玉町八幡山二百十七番地

同 倉林聖三 同 児玉町金屋七十七番地

同 倉林繁子 同 同 四百三十五番地

同 田中守 同 児玉町長沖百六十七番地

同 関根誠 同 児玉町宮内九百十四番地

同 荻野和弘 同 児玉町田端二百七十一番地二

同 清水満 同 児玉町児玉四百五十番地二

同 田中章 同 児玉町秋山二千七百四十番地

同 清水義雄 同 児玉町小平百七十五番地

同 新居榮一 同 児玉町河内千六十二番地

同 須藤弘巳 同 児玉郡神川町大字新里千二十七番地

監事 福島秀雄 同 本庄市児玉町飯倉七百四十六番地一

同 杉山茂俊 同 児玉町塩谷五百九十番地

同 荻野榮次 同 児玉町保木野三百六番地一

二 退任

職名 氏名 住所

理事 田島敏包 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六

同 間正始 同 児玉町小平千六百七十三番地一

同 鳥澤勉 同 児玉町保木野三百二十一番地

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（一般国道四号及び一般国道十七号に係る車載写真レーザ測量による現況確認（Ⅱ一・六二キロメートル））

三 作業地域

埼玉県越谷市レイクタウン六丁目から埼玉県越谷市レイクタウン二丁目

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目から埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目

四 作業期間

令和三年十二月六日から令和四年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千三百五十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

川越市全域（百九・一三平方キロメートル）

四 作業期間

令和三年十一月一日から令和四年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
光電式速度測定装置（定置式） 10式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号
- 5 落札金額
38,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年9月24日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年十二月二日

指令川建セ第〇三〇〇一七号

二 検査済証番号

令和三年十二月九日

川建セ第〇三〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字滝合千九百二番五、千九百二番六、千九百三番

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字市ノ川七百二十九番地十 エミネンスA―二〇三

新井 章史、新井 美穂

告 示

埼玉県選挙管告示第八十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年十二月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十二月十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告示

埼玉県選管告示第八十五号

令和三年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十二月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、二三八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、二三七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、五八三人
南第二区 川口市	一四七、七五一人
南第三区 さいたま市西区	二六、〇六三人
南第四区 さいたま市北区	四一、四九一人
南第五区 さいたま市大宮区	三三、六七八人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、八五三人
南第七区 さいたま市中央区	二八、六二八人
南第八区 さいたま市桜区	二六、七六七人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、七〇二人
南第十区 さいたま市南区	五二、四六二人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、二六〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六五九人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、八四七人
南第十四区	桶川市	二一、二六七人
南第十五区	北本市	一九、〇三〇人
南第十六区	鴻巣市	三三、三五〇人
南第十七区	志木市	二一、一二三人
南第十八区	新座市	四五、九七〇人
南第十九区	蕨市	二〇、〇四一人
南第二十区	戸田市	三七、一五八人
南第二十一区	朝霞市	三九、二〇四人
南第二十二区	和光市	二三、〇三九人
西第一区	所沢市	九七、〇〇五人
西第二区	入間市	四一、四〇〇人
西第三区	飯能市	二二、五二八人
西第四区	狭山市	四二、八〇九人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇二〇人
西第六区	富士見市	三一、一八一人
西第七区	川越市	九八、〇七一人
西第八区	日高市	一五、四九九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、九二四人
西第十区	坂戸市	二七、八五〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六六四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一四五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、八九一人
北第一区	秩父市	一七、二七五人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一〇、九八六人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、七〇四人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一四〇人
北第五区	熊谷市	五四、七九一人
東第一区	行田市	二二、六三三人
東第二区	羽生市	一五、一二六人
東第三区	加須市	三一、五七四人
東第四区	久喜市	四二、九二六人

東第五区 蓮田市
東第六区 白岡市・宮代町
東第七区 春日部市
東第八区 越谷市
東第九区 八潮市
東第十区 三郷市
東第十一区 幸手市・杉戸町
東第十二区 吉川市・松伏町

一七、六六五人
二四、三六五人
六六、四五六人
九五、八一五人
二五、二一人
三九、〇六八人
二六、九八五人
二七、九二三人